

令和4年12月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和4年12月総会

萩市農業委員会総会議事録

12月8日(木) 午後3時00分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第87号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第88号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第89号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第90号 農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について
- 議案第91号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 議案第92号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
- 議案第93号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
- 議案第94号 水田埋立による畑地造成の届出について
- 議案第95号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第96号 現況確認書の交付について

○出席委員 (19名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 横山 喜一郎 | 2番 田村 廣 |
| 3番 草野 隆司 | 4番 藤田 芳昭 |
| 5番 松田 由美子 | 6番 中野 恵子 |
| 7番 長富 繁美 | 8番 品川 民雄 |
| 9番 原川 久美子 | 10番 鈴川 肇 |
| 11番 矢次 利典 | 12番 原田 知美 |
| 13番 守永 正範 | 14番 金子 哲也 |
| 15番 大石 博則 | 16番 岡崎 弘明 |
| 17番 烏田 茂夫 | 18番 尾木 武夫 |
| 19番 片岡 兼雄 | |

○議事録署名委員

- 1番 横山 喜一郎 17番 烏田 茂夫

○議 事

事務局長 ただいまから、令和4年12月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、19名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 横山委員、17番 烏田委員にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第87号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第87号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

11月25日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積598㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,748㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地場所ですが、ここが●●●ですが、方向といたしましては●●●の方になります。ここに●●●がございまして、その近く、このあたりが申請地でございます。ここに●●●の●●●がありますが、その道より一本こちら側のこの道沿いの少し変わったかたちのここが申請地になっております。申請地の前のところ、ここが譲

受人の●●●さん所有の畑になっており、●●●さんのご自宅もこちらにございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいのため農地の管理が難しく、以前から処分を検討されていてご姉弟である●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんはご自分が所有されている農地の隣接地であったためこれを了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は20年です。年間農作業従事日数は、ご本人が120日、奥様が100日となっております。

営農計画ですが、申請地では柑橘やりんご等を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機2台、管理機2台を保有されています。

現地の写真ですが、すでにりんごが植えてありました。これがりんごの木になります。柑橘類も植えられていますが、柑橘類は以前から植えられておりまして、こういった感じでりんごや柑橘類が植えられています。●●●のそばの農地になります。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第6番 この件につきまして、11月25日に、事務局の方3名と●●●委員さん、●●●推進委員さん、私と●●●土地家屋調査士事務所の方の立会いのもと、現地調査をいたしました。内容につきましては事務局の説明のとおりでございますが、譲受人の●●●さんと譲渡人の●●●さんはご姉弟でございまして、お姉さんの●●●さんが●●●の●●●にお住まいで、遠くにいらっしゃるということで農地の管理が難しく、弟さんに譲られることになったようでございます。周辺につきましては、西側には住宅があって、北側には先ほど写真に少し写ってございましたが、●●●所有の●●●という施設があります。東側には●●●があって、木が茂った●●●があるようです。南側は譲受人の●●●さんの農地で、そこも柑橘等が植え

てありましたが、申請地については、すでにりんごの木が何本か植えてありましたけども、柑橘とりんご、特にりんごに力を入れて栽培をしていきたいということでございます。特に問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1.6km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,163㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,168㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、ここが●●●になりますが、それより●●●側の●●●があるあたりです。これが●●●で、ここが最近オープンしました●●●さん「●●●」がございすが、川を挟んでこのあたりが申請地となります。●●●はこのあたりになります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいのため農地の管理が難しく、後継者もないことから、申請地に隣接する農地を借りて耕作している●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは規模拡大を考えられていたためこの申し出を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は15年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、お母さまが200日となっております。

営農計画ですが、申請地では無農薬栽培で野菜や果物、特にブルーベリー等を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機1台を所有されています。

現地の写真ですが、手前のこのあたりからこちらの今野菜が植えてあるところが申請地になります。となりの青いネットがしてあるところで、今ブルーベリーを植えて育てられています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●推進委員をお願いします。

●●●推進委員 ただいま事務局から説明がありましたとおり、11月30日に、農業委員の●●●さんと●●●さん、私とで現地確認をいたしました。そして譲受人の●●●さんも同席しております。●●●さんは行政区は●●●というところですが、●●●という自宅兼作業場を作られて、そこでブルーベリーのジャムなどを加工して販売しておられます。隣接地はすでに借り受けてブルーベリーや野菜の栽培をされており、今後も営農を継続されると思いますので問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第88号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第88号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月25日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

こちらは無断転用の追認案件となります。

申請地は、●●●から東600mに位置する第1種中高層住居専用地域にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団農地で農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記は畑、現況は転用済みのため荒廃、面積は218㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

申請地は北側の●●●と南側の●●●の間にあり、周囲は畑と転用によって開発された住宅地が混在した場所となっております。

北側から撮った写真ですが、正面に見えるのが申請者の自宅兼事務所となります。同じく北側から撮った写真です。こちらは南側から撮った写真です。こちらは周辺状況となります。青色のラインは雨水の放流先と水流を示します。こちらは倉庫3棟でございます。

転用目的は、資材置場（プレハブ倉庫3棟）と従業員駐車場（5台分）の整備です。所有者の●●●さんは、宅地として本申請地の売却を予定されておりましたが、隣地を購入された転用者の●●●さんから、夫が経営する会社の資材置場及び従業員駐車場としての購入を求められたため、このたび売却することとなりました。

なお、この土地は、平成29年から●●●さんに資材置場及び従業員駐車場として無断転用で貸されていたものでございますが、このたび農地法の申請を行い所有権移転を行うものであり、無断転用始末書を提出頂いております。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は畑に接しておりますが、隣接農地の所有者から隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。

次に土地利用計画図ですが、資材置場として3.65㎡の物置を1棟、6.42㎡の物置を2棟、従業員駐車場として3m×5mの駐車場（5台分）を整備される計画です。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で、東側の公衆用道路内の側溝に放流し、汚水は、発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、既に造成及び整地済みであり土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員

この件につきまして、11月25日、現地調査を行いました。内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。

この地域は、昔は住宅はなく畑だったのですが、先月でも畑の真ん中に道路がつくというような、道路新設の転用がありましたが、この地域も畑と転用によって開発された住宅地が混在した場所です。今後もこの地域の開発が進んでいくものと考えられます。

問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第89号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 まず訂正をお願いいたします。お配りしている利用権設定状況について、令和4年12月1日となっておりますが、誤りでしたので令和5年1月1日に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」とされています。

そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、様々な事情で先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は12月28日付となります。

それではまず、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和5年1月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっております。一番下の合計の数字を読み上げていきます。

1月1日に設定されるものは、新規が、件数8件、筆数27筆、田が45,369㎡です。

内容については次のページに記載しております。

こちらについては、やまぐち農林振興公社と農地所有者との間の貸し借りの設定になります。この後、県知事の許認可、公告を経て、やまぐち農林振興公社が受け手に農地を貸しつけるという流れになります。農地中間管理事業による利用権設定状況については以上でございます。

次に、利用権設定状況（令和5年1月1日）の資料をご覧ください。この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の

利用権設定面積は表のとおりとなっています。一番下の合計の数字を読み上げていきます。

1月1日に設定されるものは、新規が、件数9件、筆数17筆、田が24,149㎡、畑が3,897㎡、合計で28,046㎡です。更新が件数27件、筆数66筆、田が86,592㎡、畑が446㎡、合計で87,038㎡です。新規と合計を合わせた面積が115,084㎡です。利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第89号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第89号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第90号「農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案90号第1項について説明いたします。議案は7ページです。説明に入る前に農振除外について、「農業振興地域整備計画の変更等に係る意見書交付事務取扱要領」の規定により、農用地除外後に第1種農地であるもの。但し、農家住宅等日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものや認定電気通信事業者が行う農地転用は除きます。そして、農用地除外後の第2種、3種農地で農地転用面積が1,000㎡以上のものが総会の議決議案事項となり、その他の案件については、総会での報告議案事項となります。

同じ農振除外ではありますが、議案第90号については議決案件で、議案第92号については報告案件となっております。

それでは説明に移ります。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

11月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西約1.5kmに位置する●●●、登記地目は田、現況地目は転用済のため荒廃、面積624㎡ほか12筆で合計面積は7,635㎡です。

所有者及び転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は、植林（ヒノキ、ケヤキ、エンジュ、サクラの計356本です。）

こちらは、無断転用案件でございます。●●●は、10年以上前頃に申請者の父親がヒノキ等を植林され、●●●・●●●は、昨年、令和3年の11月に申請者がサクラを植えられたものとなります。

このたび、地域の方からのご指摘を受け、農用地区域からの除外申請と農地法第4条を行うものであります。

申請地は、県道●●●号線沿いの●●●を北に進んだ●●●・●●●地区と、少し北に上がった山ぎわの●●●地区の2箇所となります。

申請理由は、●●●は、自宅から離れている場所で周辺は全て耕作放棄され山林化しており、●●●・●●●は、山の陰で日当たりが悪く、また火山灰の土質で弱く、過去の災害等で法面が崩壊しており、岩石等も多く耕作条件が悪いため、植林により管理されるご計画であります。

申請地、●●●から●●●の4筆は、北側と南側は原野及び山林、東側と西側は公衆用道路及び原野に囲まれた農地であり、●●●は、北側及び西側を雑種地、東側を山林、南側を公衆用道路に囲まれた農地であり、●●●から●●●の8筆は、北側は原野及び公衆用道路、東側を県道の公衆用道路、南側を山林に囲まれた農用地区域内の農地ではありますが、一団の農地の縁辺部に位置しており、事業規模も必要最小限であることから、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少なく、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えられます。なお、除外後は第2種農地となります。

今後の手続きとしましては、本総会での議決後、県へ農業振興地域整備計画の変更協議を行い、異議の無い旨の回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法第4条の申請書が提出され、農業委員会総会での審議となります。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第90号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第90号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第91号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第91号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。議案は9ページをご覧ください。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを改めて確認するため、本案を決議していただくようお願いいたします。

それでは、9ページを読み上げます。(決議文読み上げ)

以上でございますが、信頼される農業委員会であるために、コンプライアンス(法令遵守)の徹底をお願いいたします。委員の皆さんにはないと思いますが、交通違反や飲酒運転をすることがないように、また、地位を利用した選挙運動は禁止されていますので、十分気を付けていただくようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第91号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第91号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第92号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第92号第1項について説明いたします。議案は11ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

申請地は、●●●から南西3kmに位置する●●●、登記地目は田、現況地目は転用済みのため荒廃、面積3,084㎡の内793㎡です。所有者及び転用者は、●●●の●●●さんで、転用目的は資材置場です。

こちらも、無断転用案件でございまして、20年以上前から資材置場として利用されていたものであります。

周辺には申請者の農地があり、農地パトロールにより、既に令和3年3月に非農地通知を行っている耕作放棄地でありまして、これから、周辺の非農地通知済みの農地は、現況確認申請を行い資材置場として利用している農地は、農地法第4条申請手続きを行われる予定となっております。

申請地は、県道●●●号線沿いで、●●●の交差点、●●●から南に1.5kmの位置となります。

申請理由は、当時、●●●の経営規模拡大により既存の資材置場が手狭になり新たな資材置場を設けることとなったため、ブルドーザー、コルゲートパイプ等の資材を保管する資材置場を整備されたとのことです。

当該農地については、北側及び西側は原野、東側及び南側を山林に囲まれた農用地区域内の農地ですが、一団の農地の縁辺部に位置しており、事業規模も最小限であることから、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

今後の手続きとしましては、県から農用地除外について異議の無い旨の回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法第4条の申請書が提出され、農業委員会総会での審議となります。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第92号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第93号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第93号第1項について説明いたします。議案は13ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29条第1号により、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出の提出がありましたので報告いたします。

1月24日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東510mに位置する、第1種住居地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は●●●、登記・現況地目は田、面積1,128㎡の内114㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんで、転用目的は、農道(36.8m)の整備です。

こちらが県道●●●線で、●●●地区になります。

このあたりが●●●、こちらが●●●のあるあたりとなります。

転用理由は、農地管理の利便性の向上を図るため圃場の一部に農道を新設し、南側の既存の農道と繋げるものでございます。

隣接農地の関係ですが、北側、東側、西側は田、西側の田が申請者の田となります。南側は申請者の畑に接しており、北側と東側の隣接農地の所有者からは隣接農地承諾書が提出されており、問題ありません。

用排水計画は、雨水については、自然流下で地下浸透させ、汚水の発生はないため適当です。

被害防除計画ですが、平均15cmの(17.1m³)盛土転圧により整地を行うため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第93号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第94号「水田埋立による畑地造成の届出について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第94号第1項について説明します。議案は15ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月28日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと現地調査を行いました。

届出地は、●●●から北東230mに位置する農用地区域内農地で、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は66m²の内37.815m²、外1筆で、合計面積は、405m²の内210.606m²です。

申請者は、●●●の●●●さんです。

位置は、こちらが●●●で、市道に面した農地となります。

畑地造成を行う理由は、こちらの田は、水田としては深田で耕作条件が悪いので10年前頃から耕作しておらず、今回、畑地造成を行い、自家消費用の一般野菜と果樹などを植えられるご計画です。

埋め立て内容ですが、52.3m³の盛り土を行う計画です。盛り土の高さは、一番低いところが最低20cm、一番高いところが最高30cmで、平均25cmとなります。

なお、隣接農地は北側の自己所有農地のみで問題なく、届出者の●●●さんからは、産業廃棄物を投機しないこと、埋立て完了後は

畑として耕作すること、工事後2年間は農地として有効利用し転用を行わないこと等が記載された、誓約書もご提出いただいております。

以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第94号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議 長 議案第95「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 議案第95号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案は17ページです。

第1項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積655㎡外1筆で、合計で1,536㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をします。今回の集積計画に載っております。

第2項、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,166㎡外3筆で、合計で5,636㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方が耕作される予定です。

第3項と次のページ第4項は、やまぐち農林振興公社を介した一連の解約になります。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,107㎡外6筆で合計9,491㎡です。賃借人は●●●の●●●さんの相続人の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方が耕作される予定です。

第5項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,187㎡ほか1筆で、合計で2,801㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定をします。今月の集積計画の中間管理機構のページに載っております。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第95号の報告は終わります。

(報告事案-5)

議長 議案第96号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第96号第1項について説明いたします。議案は20ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東1.1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は66㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、●●●で、●●●の公衆用道路に接した道路の法面のような小農地です。

申立てによると、申請地は、昔から未登記建物に付随した庭として利用されていたもので、現在も、椿、ツツジ、南天などの庭木が植えられており、雑種地の状態にあるということです。

本調査によると、申請地には、庭木が植えられており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項を説明いたします。

11月24日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南300mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は298㎡外1筆で合計面積は544㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらに●●●がありまして、●●●が山林に面した農地、●●●は宅地に囲まれた農地になります。

申立てによると、申請地は30年以上前から耕作放棄により、●●●は山林化し、●●●●は竹やぶとなっているということです。

本調査によると、申請地●●●●は山林化しており、●●●●竹が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第96号の報告は終わります。

議長 ここで議案書にはありませんが、先月の11月総会で●●●委員から質問がありました、農地の形状変更に係る届出の取扱いについて、事務局から説明させます。

事務局長 11月総会で●●●委員さんからご質問いただきました件について、事務局の回答に誤りがありましたので、この場で訂正をさせていただきます。

委員さんからは「田の畔、畦畔を取って、2枚の田を1枚にする場合にも届出が必要か」というご質問をいただきました。私の方からは「形状変更の届出をお願いしたい」ということで回答申し上げましたが、お手元にお配りしている萩市農業委員会の「農地形状変更の届出書取扱要領」第2条で、「農地形状変更とは、水田又は畑地の現況を盛土等して嵩上げし、そのまま水田又は畑地として利用すること」と規定されています。これによれば、畦畔を取る、畔をのけてしまうだけの行為は、形状変更にあたらなため届出の対象となりません。

このことについて、会長さんとも協議いたしました。畦畔を取り除くといっても、ただならすだけの場合もあれば、土を入れる場合もあるだろうということで、届出が必要かどうかは、盛土・切土の規模など、工事の内容を確認して、地元委員及び事務局で判断させていただくことといたします。ですので、現在、最適化活動として農地の見回り、農地パトロールをお願いしておりますが、農地の形状を変更する事案がございましたら、まずは事務局へご相談いた

だきたいと思います。回答に誤りがありましたこと、大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

事務局長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年12月8日

萩市農業委員会会長

河岡兼雄

委員

横山喜一郎

委員

島田茂夫